

長岡地域任意合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡地域任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第9条第4項の規定に基づき、長岡地域任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の幹事会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 任意協議会に提案する事項について協議又は調整をすること
- (2) 規約第10条に基づいて設置される分科会の進行管理等に関すること

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織するものとし、幹事には次の各号に定める者をもって充てるものとする。

- (1) 構成市町村の助役（助役を置かず、又は助役が選任されていない構成市町村にあっては、当該構成市町村の長が指定する当該構成市町村の職員）
- (2) 構成市町村の合併に関する事務を所掌する部長又は課長

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長1人及び副幹事長1人を置き、幹事の互選によりこれを選出する。

- 2 幹事長は、会務を掌理し、幹事会を代表する。
- 3 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事長は、必要に応じ構成市町村の職員その他必要と認める者を会議に出席させることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月14日から施行する。